

香川県保育協議会 部会設置規程

(目 的)

第1条 香川県保育協議会会則(以下会則という)第16条に基づく部会については、この規程に定めるところによる。

(任 務)

第2条 部会は、本会の目的を達成するために、調査研究等を行う。

(組 織)

第3条 部会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 総務・広報部会

組織運営及び機関紙の発行に関する事項

(2) 研修・調査部会

保育所等運営・経営に関する調査・研究及び所長研修会に関する事項

(3) 保育士部会

研修会の企画運営及び保育研究、食育研究に関する事項

2 会長は、必要があると認めたときは、臨時に前項以外の部会を設けることができる。

3 保育士部会に、保育研究委員会、食育研究委員会、総務委員会を設ける。

(構 成)

第4条 各部会は理事をもって構成するものとする。

ただし、保育士部会は、ブロックから推薦された者をもって構成する。

2 部会には、部長1名、副部長若干名を置く。

3 部長は副会長があたり、副部長は部長があらかじめ指名する。

4 保育士部会の委員会に委員長を置き、委員長は部長があらかじめ指名する。

(運 営)

第5条 部長は、部会の会務を統括し、部長事故あるときは、副部長がその職務を代行する。

2 部長は、部会の状況を会長に報告するものとする。

3 部長は、他の部会との相互連絡をはかり、調整しなければならない。

(任 期)

第6条 部長、副部長、部員、委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、総会の議決を経て施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、総会の議決を経て施行し、平成27年4月1日から適用する。